

吉村儀兵衛家文書

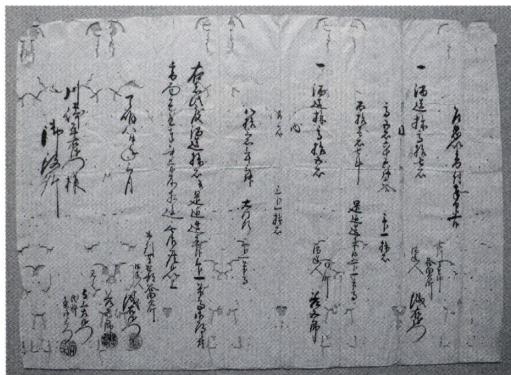


写真1 乍恐以書付ヲ奉申上候 (No.157)
(酒造株石3分の1米高書上届)

二宮町久下田の吉村家は、近江国蒲生郡小谷村（現・滋賀県日野町）出身の商人で、家伝によれば享保二十年（一七三五）に芳賀郡谷田貝町（現・久下田町）に店を構え、寛延二年（一七四九）から酒造業を開始しました。もう一つの家業である質商と併せて、江戸時代後期には大きく発展し、谷田貝町を代表する豪商の地位を確立しています。明治以降も、世襲の儀兵衛を名乗り、酒造業とともに谷田貝郵便局長も勤めました。それらの古文書類二、六〇一点が本館に寄託されています。



写真2 酒造関係諸帳簿

近世以降、近江国出身の商人たちが全国に営業を展開し、その中でも日野町出身者は日野商人と呼ばれ、特に北関東では酒造などの醸造業に進出するものが多く、吉村家も次々と酒造株を譲りうけて生産量を拡大していました。一方、酒造業は米を原料とするため飯米の過不足からその生産量については幕府の統制を強く受けました。江戸時代後期には、相次ぐ天候不順などにより、酒の生産量も基準として公認された分量より三分の二造り、半高造り、三分の一造りなど大幅な削減が指示されるようになり、それに基づき米の使用石高が決められています（写真1）。吉村家の酒造関係文書の特徴

く、そのほか文政十三年からの「萬覺帳」、明治以降の「造酒売高帳」、「大福号に「荒廃農村地域の在方町と在方商人に関する基礎的研究」として発表しています。

また「店法書附之事」（史料番号六）が残されており、吉村家の店則として、代々大切に保存されてきました。この店則は、「御公儀様御法度之儀、堅く相守可申事」からはじまり、「商売方之儀は、寒暑いとひなく、昼夜無油断はけみ、出精相勤肝要之事ニ候」など全四十条からなつており、近江商人としての道徳規範をよく表しています。なお、「栃木県史

史料編・近世三」に全文が復刻されており、また通史編では逐条解説が付されています。ただし、この史料は吉村家の家宝でもあるため、寄託文書から除外することができますが、文書館では複製物で見ることができます。写真3は、同じ「店法書付之事」（史料番号五）ですが、史料番号六の一部分のみ記載しているものであります。

ところで、日野商人の多くは、主人は地元の日野に常駐し、関東の店には支配人をおいて実質的経営を任せており、吉村家でも同じ事がいえます。

もう一つは酒造関係の諸帳簿がたくさん残されていることです（写真2）。文化九年からの「酒造諸勘定目録」は、符牒で金額が記載されていて判読が難し

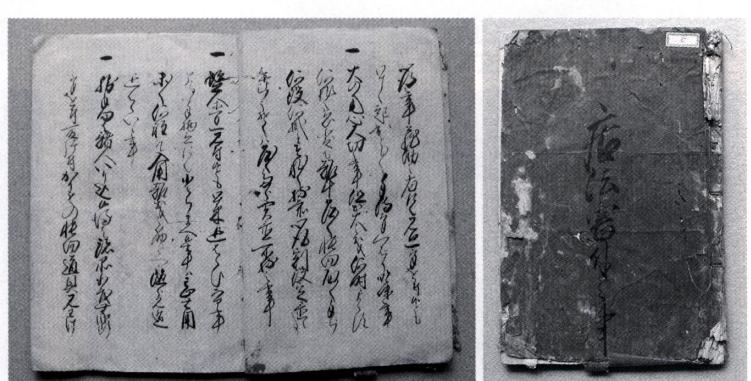


写真3 店法書付之事 (No.5)